

国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則（16 経教 細則第14号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学営利企業役員等兼業審査委員会細則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 細則第14号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学術・研究担当副学長 二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員 2人 三 <u>研究・産官学連携委員会副委員長</u> 四 産官学連携・知的財産センター副センター長 五 総括チームリーダー（総務担当） <p>2 前項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第9条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略（現行どおり）</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 学術・研究担当副学長 二 教育研究評議会から選出された教育研究評議員 2人 三 <u>共生科学技術研究部長</u> 四 産官学連携・知的財産センター副センター長 五 総括チームリーダー（総務担当） <p>2 前項第2号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

附 則（18 細則 第2号）

この細則は、平成18年2月6日から施行する。